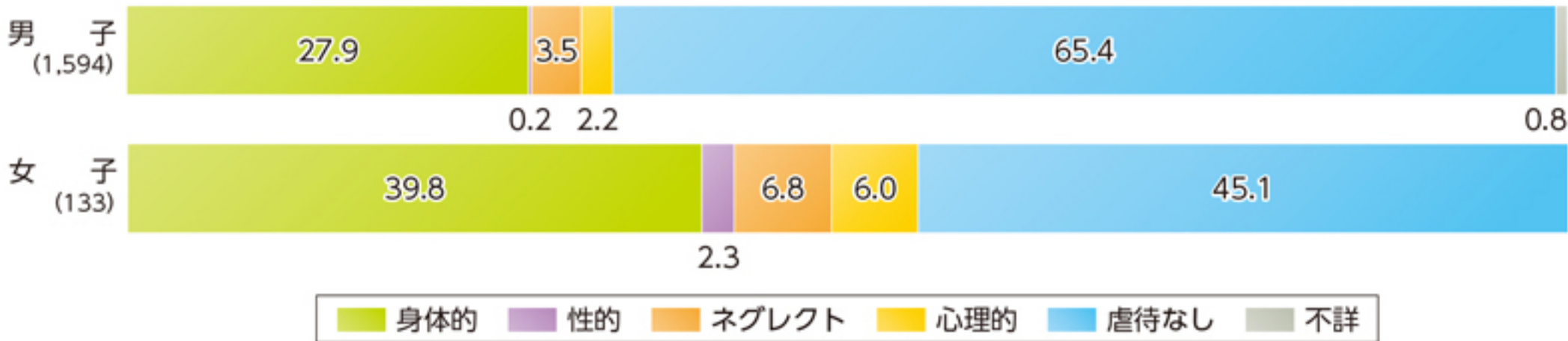


3-2-4-8 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）

（令和元年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
- 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
- 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
- 5 () 内は、実人員である。